

四日市市告示第 446 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 27 年 11 月 20 日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	路線番号	区域変更前の区間 区域変更後の区間	追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考 別添図位番号
1	中村1号線	16098	中村町字西半之木2379地先から	5.0~17.0	201.2	区域を変更する 幅員を変更する 起点を変更する No.1
			中村町字塚谷2509-1地先まで	1.8~5.0	482.5	
			平津町字大入谷1139-6地先から 中村町字塚谷2509-1地先まで	1.8~17.0	683.7	
2	中村2号線	16099	平津町字堀越911-2地先から	6.0~13.0	125.1	区域を変更する 幅員を変更する 終点を変更する No.2
			中村町字大入口2465地先まで	2.5~9.5	522.2	
			平津町字堀越911-2地先から 中村町字中尾2416-105地先まで	2.5~13.0	647.3	
3	中村34号線	16100	中村町字西半之木2372地先から	7.5~20.0	539.3	区域を変更する 幅員を変更する 起点を変更する No.3
			中村町字樋尻谷2418-2地先まで	1.5~4.5	585.1	
			平津町字大入谷1143-5地先から 中村町字樋尻谷2418-2地先まで	1.5~20.0	1,124.4	